



主催：富士商工会議所

協力：静岡県司法書士会富士支部

「知らなかった」では済まされない! 最新の相続法改正と 「会社・不動産」 を守る実務対策

参加費
無料

10月16日(金)

14:00 - 16:00

会場 富士商工会議所4階

定員 30名（先着順）

近年、相次ぐ相続法改正（不動産登記の義務化・遺産分割の10年制限等）が相次いでおり、未対策の事業者においては、自社株の分散や事業用資産の凍結といったリスクを抱える可能性があります。

本セミナーでは、これらの法改正の重要ポイントを整理し、事業者の円滑な事業承継と資産防衛に向けた具体的な実務対策について説明をします。

講師

こんどう たくみ

近藤 匠 氏

（こんどう司法書士事務所 代表）

☑ このような方におすすめ

- ☑ 自社株や事業用不動産の引き継ぎが決まっていない
- ☑ 親・先代名義の土地や建物を所有・活用している
- ☑ 相続登記の義務化や新ルール of 具体策を知りたい
- ☑ 親族トラブルや事業への影響を未然に防ぎたい

＼ 知らないと損する！ 3つの重要ポイント ＼

- ① 【法改正】 不動産の「相続登記」が義務化
放置すると過料（ペナルティ）の対象に！（2024年～）
- ② 【法改正】 遺産分割に期限設定
10年経過で特別受益などの主張ができなくなります
- ③ 【経営リスク】 「会社株式・役員」相続の落とし穴
対策不足で自社株が親族に分散！ 経営権の主張や
決議不能の可能性も

お申し込み FAX:0545-52-9796

QRからも申込可

事業所名		受講者名	
所在地		TEL	



問合せ先 富士商工会議所 経営相談課
富士市瓜島町82番地

☎ 0545-52-0995